
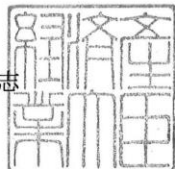


## 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

### 5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見は以下のとおりである。

<u>経済産業省</u>	
	20200312保第18号 令和2年6月5日
合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 代表社員 瀬山 剛 殿	
経済産業大臣	梶山 弘志 
合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所「(仮称) 石狩市厚田区聚富望来風力 発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について	
令和2年3月12日付けをもって送付のあった「(仮称) 石狩市厚田区聚富望来風力 発電事業計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条 の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。	

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、石狩市の「風力発電ゾーンング計画書」（以下「ゾーンング計画書」という。）における「環境保全エリア」及び『調整エリアA（先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性が非常に高い「調整が必要なエリア」）』に指定されている。このため、石狩市のゾーンングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、石狩市と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減することが重要である。

### (2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

### (3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措

置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ、オジロワシ、オオワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリの主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の障害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

No.	経済産業大臣の意見	事業者の見解
1	<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電機設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。</p>
2	<p>イ 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、石狩市の「風力発電ゾーニング計画」（以下「ゾーニング計画」という。）における「環境保全エリア」及び「調整エリア A（先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性が非常に高い「調整が必要なエリア」）」に指定されている。このため、石狩市のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、石狩市と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減することが重要である。</p>	<p>事業実施想定区域は、石狩市の「風力発電ゾーニング計画」における「環境保全エリア」及び「調整エリア A」に指定されているため、石狩市のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、石狩市と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減いたします。</p>
3	<p>(2) 累積的な影響</p> <p>想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。</p> <p>このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>本事業と他事業者との累積的な影響の予測については、既存の風力発電所及び他事業者の計画が明らかとなった場合において必要性を検討した上で、適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討いたします。</p>
4	<p>(3) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し、風力発電設備等の配置等の再検討、基数の削減等を含む事業計画の見直しを行います。</p>
5	<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにいたします。</p>

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

No.	経済産業大臣の意見	事業者の見解
6	<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及びその他の最新の知見に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及びその他の最新の知見に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
7	<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
8	<p>(3) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ、オジロワシ、オオワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリの主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>

(空白のページ)